

# COLUMN

## #15

### イスラームでは性がどのように捉えられているか？

小野仁美

東京大学大学院人文社会系研究科研究員／著書『イスラーム法の子ども観』、共編著『結婚と離婚』

「ムスリム(イスラーム教徒)は一夫多妻制だから、性にルーズなのかしら?」「でも、不倫や婚前交渉をしたら、重い刑罰の対象となると聞いたことがある。むしろ性については厳しいのでは?」イスラームと性にまつわる話題は、興味をもたれることは多いけれど、正確なところはあまりよく理解されていないかもしれません。

ムスリム社会においては、神の命令であるシャリーアに基づく規範的な性のあり方が、人々の生活に影響を与えています。シャリーアは、聖典クルアーンとハディース(預言者ムハンマドの言行録)に示されているとされ、それらをもとにして作られたイスラーム法は、結婚や離婚の規則となったり、風紀に関わる社会規範になったりしました。

神は、婚姻外の男女の交わりを禁じました。クルアーンには、「姦通した女と男は、それぞれ100回鞭打て」(クルアーン24章2節)とあります。ただし、姦通をしたことは、証言されなければならず、安易な中傷もまた、刑罰の対象になります。「貞節な女を非難して4

名の証人を上げられない者には、80回の鞭打ちを加えなさい。決してこんな者の証言を受け入れてはならない」(クルアーン24章4節)という言葉もあるからです。歴史の中で、姦通に対するイスラーム法の刑罰が、どの程度実施されていたのかは明らかになっていません。しかしムスリム社会では、姦通罪を犯すことを避けるために、あらかじめ男女の生活空間を分けたり、女性が外出する際に男性の性的関心を誘わないよう心がけるといふ規範が広がったと考えられています。

「信者の女たちに言ってやるがいい。かの女らの視線を低くし、貞淑を守れ。外に表われるものの外は、かの女らの美(や飾り)を目立たせてはならない。それからヴェールをその胸の上に垂れなさい。自分の夫または父の外は、かの女の美(や飾り)を表わしてはならない。なお夫の父、自分の息子、夫の息子、また自分の兄弟、兄弟の息子、姉妹の息子または自分の女たち、自分の右手に持つ奴隷、また性欲も持たない供回りの男、または女の体に意識をもたない幼児(の外

は)。(クルアーン24章31節)このクルアーンの言葉は、性的な対象となり得ない男性を示すとともに、結婚前の女性たちへの戒めとも理解されました。近親の親族や子ども以外の男性たちの前では、彼らを誘惑することのないように、結婚するまではヴェールや長衣を身に着けるようにする、そして結婚後は、妻は夫の前でだけ魅力的な姿を見せるべきであるとされたのです。

このように、神は男女の関係についての厳しい規範を示しています。しかしそれは、人間の欲望を認めないということではありません。イスラーム法学者であり、哲学者、イスラーム神秘主義者でもあった著名な学者ガザリー(1058-1111年)は、結婚の諸規則や徳目をまとめた書の中で、神の言葉「あなたがたの中で独身の者は、結婚させなさい」(クルアーン24章32節)や、預言者ムハンマドの言葉「力のある者は結婚せよ」「結婚した者はすでに宗教の半分を得る」などを紹介しています。ガザリーは、結婚には生活費の確保を困難にするなどの欠点もあるとしながらも、結婚による利点として、子





どもを得ること、家事の適切な管理などと並んで、性欲の鎮静を挙げています。クルアーンには、「これら(あなたがたに禁じられた女性たち)以外は、すべてあなたがたに合法であるから、あなたがたの財資をもって、(良縁を)探し求め、面目を恥かしめず、姦通(のよう)でなく(結婚しなさい)」(クルアーン4章24節)とあります。禁じられた女性とは、自身の母や娘、姉妹、おばや姪など血縁者に加えて、同じ女性から授乳された乳兄弟の女性であると23節で述べられているのですが、姦通をせずに規則に則って結婚することを神は奨励しています。イスラームの教えは、性欲そのものを悪いものとするのではなく、正しい方法によって満たされることが望ましいとして、結婚することをすすめているのです。イスラーム法では、男女ともに、身体的な成熟をみることで、すなわち性欲をもつようになることが、成人の徴とされ、成人後は、宗教的な義務とともに社会的責任を負うとされました。しかし、現代ムスリム諸国の法律では、成人は具体的年齢で定められ、こうしたイスラーム法の規範は薄れてしまいました。また、クルアーンには、「あなたがたがよいと思う2人、3人または4人の女を娶れ。だが公平にしてやれそうにもないならば、ただ1

人だけ」(クルアーン4章3節)とあるため、男性は同時に4人までの妻を娶ることができるとされました。ただし、公平にできないのであれば一人にしておくようにも言っているので、「あなたがたは妻たちに対して公平にしようとしても、到底出来ないであろう」(クルアーン4章129節)という言葉とあわせて、神は一夫一婦制を命じたのだという解釈が、現代においてはなされることもあります。

イスラーム法において、同性愛が忌避されるか否かについても、いくつかの理解があるようです。クルアーンには、旧約聖書の創世記に記されたソドムの町の人々の醜行と、それに対するロトをめぐる物語と同様の物語が何度か現れています。「また(われは)ロトを(遣わした)、かれはその民に言った。「あなたがたは、あなたがた以前のどの世でも、誰も行わなかった淫らなことをするのか。あなたがたは、あなたがた以前のどの世でも、誰も行わなかった淫らなことをするのか。あなたがたは、情欲のため女でなくて男に赴く。いやあなたがたは、途方もない人々である」(クルアーン7章80-81節)などです。イスラーム法が、性的志向としての同性愛の是非を問うことはないのですが、男性同士の性的行為が証言されれば姦通罪の

対象となるとする学説は見られました。ただし、預言者ムハンマドの時代の伝承をはじめ、多くの文献が男性同士(とくに成人男性と美少年)の性愛について記録していますので、現実には許容されていたようです。さらに現代においては、同性愛は神の教えに反するとする解釈も、神は同性愛者について罰則は命じていないとする解釈も出てくるようになってきました。

かつてイスラーム法は、法学者たちによって議論され、一定の範囲内ではありますが多様な見解が許容されていました。ところが現代においては、イスラーム法の諸学説から取捨選択されたものが、各国の家族法として制定されて固定化します。その一方で、識字率や教育水準が上がり、誰もが直接クルアーンを参照できるようになっています。神の意に照らして、何がハラーム(禁じられたもの)であり、何がハラール(許されたもの)であるかを、それぞれが判断できるようになっていると言ってよいのかもしれませんが。ムスリムにとって性にまつわる規範は、神との関係において大きな意味をもつものですが、人間の社会は変化を続けていますから、人々による神の言葉への理解は、これからも多様な展開をみせていくことでしょう。

#### 参考文献

三皇子・小野仁美編著『結婚と離婚(イスラーム・ジェンダー・スタディーズ1)』明石書店、2019年。  
アブドゥルワッハブ・ブーディバ(伏見楚代子ほか訳)『イスラム社会の性と風俗』桃源社、1980年。